

# 役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奥湯村福祉会の役員等の報酬等並びに費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 報酬は支給しない。但し、当法人の常勤施設職員を兼ねる理事長については別表1に定める額とする。
- (2) 賞与は支給しない。
- (3) 退職手当は支給しない。但し、当法人の常勤施設職員を兼ねる理事長については別表2に定める方法による額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 当法人の常勤施設職員を兼ねる理事長の報酬等の支給方法は次の通りとする。

- (1) 別表1に定める報酬は、給与における手当とし、支給日を毎月25日とする。
- (2) 別表2に定める退職手当は、理事長の任期満了、辞任又は死亡により退任した後2ヵ月以内に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等（施設職員を兼ねる場合は除く）が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは別表3に定める交通費を支払うこととする。

(改正)

第6条 本規定は社会情勢等を鑑み、改正することがある。また、改正は評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附則 この規程は、令和元年11月1日より適用する。

附則 この規程は、令和2年11月1日より適用する。

別表 1 役員等の報酬額

役職名	報酬の額
常勤施設職員を兼ねる理事長	月額 70,000 円

別表 2 役員等の退職手当

役職名	方法	保険料
常勤施設職員を兼ねる理事長	生命保険による 解約返戻金	月額 50,000 円

※ 保険料は従前規程の退職手当計算式「最終報酬月額×在任年数×係数」を基にした。最終報酬月額とは、理事長退任時の直近の給与月額。係数とは「山梨県民間社会福祉事業従事者退職手当共済規程」の「退職手当金算定乗率表」における算定乗率を基準とする。

別表 3

交通費
出席都度 3,000 円